



2025年 8月22日

各 位

会社名 日本情報クリエイト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 辻村 都雄  
(コード：4054、東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 管理部長 瀬之口 直宏  
電話番号 0986-25-2212 (代表)

## 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年 8月22日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、事業領域である不動産業界に対し、主に不動産仲介会社向けの仲介ソリューション事業、賃貸管理会社向けの管理ソリューション事業の二事業を展開しております。それぞれの事業において、一気通貫のITソリューションとなる複数のクラウドサービスを提供し、顧客の生産性向上、収益性向上に寄与しております。

具体的には、市場が広大な仲介ソリューション事業においては、引き続きシェア拡大に注力し、また、その有効な打ち手として業者間物件流通サービス「リアプロBB」と「リアプロ」の統合を急ぎます。また、管理ソリューション事業においては管理業務支援サービスの「賃貸革命」が相応に高いシェアを取れているため、バージョンアップや更なる付加価値の提供により、単価向上を目指します。その他、事業種別にかかわらず不動産関連データを活用した新規事業への投資、M&Aを継続し、事業成長を実現してまいります。

当社は2025年 6月期に設立30周年という節目を迎えております。この先、企業価値の向上に向けて、上記の事業拡大のみならず、資本市場からの観点における現状課題である当社株式の流動性の向上を果たすとともに、株主層の拡大を図る必要性を認識しております。

今般、これらの課題を解消することを目的とし、本売出しの実施を決定いたしました。これにより、流通株式比率は現状の約27%から約35%に改善する見込みです。中長期にわたり当社をご支援いただける投資家の方々に当社株式を保有いただき、また、将来的にはプライム市場への市場変更も選択肢として意識しながら、更なる企業価値向上を目指す所存でございます。

なお、売出人である米津健一は、引き続き代表取締役会長として当社経営に全力を注ぐ所存であります。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本売出しの実施に伴う当社株式需給への影響を緩和するとともに、株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図り、また、経営環境の変化に対応した資本政策を遂行する観点から、自己株式の取得を実施することを決議いたしました。なお、当該自己株式の取得の詳細については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 1,087,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 米 津 健 一
- (3) 売 出 価 格 未 定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年9月1日(月)から2025年9月3日(水)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定される。）
- (4) 売 出 方 法 み ず ほ 証 券 株 式 有 限 公 司（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売 出 価 格 等 決 定 日 の 翌 営 業 日 か ら 売 出 価 格 等 決 定 日 の 2 営 業 日 後 の 日 ま で。
- (6) 受 渡 期 日 売 出 価 格 等 決 定 日 の 5 営 業 日 後 の 日。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株 に つ き 売 出 価 格 と 同 一 金 額 と す る。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 辻村都雄に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2025年8月22日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

### 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 163,000株  
種 類 及 び 数  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 み ず ほ 証 券 株 式 有 限 公 司
- (3) 売 出 価 格 未 定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から163,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 辻村都雄に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、2025年8月22日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

以上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

### 1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から163,000株を上限として借入れる当社普通株式(以下「借入れ株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、163,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2025年10月3日(金)を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年10月3日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエアオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエアオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である米津 健一並びに当社株主である株式会社N J C、辻村 都雄、丸田 英明、瀬之口 直宏、渡邊 良、山元 理、宮寄 智明及び三浦 洋司は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行及び新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。